

## 原子力規制委員会委員長の職務を代理する委員の指名について

平成29年9月22日

原子力規制委員会

### 1. 趣旨

原子力規制委員会設置法第6条第3項の規定に基づき、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときに、その職務を代理する委員をあらかじめ指名する。また、原子力規制委員会設置法案に対する附帯決議(平成二十四年六月二十日参議院環境委員会)を踏まえ、委員長の職務を代理する委員四名を順位を付けてあらかじめ指名する。

### 2. 委員長代理順位

- ・委員長代理は、田中委員とする。
- ・第二位、第三位、第四位の代理は、それぞれ、山中委員、伴委員、石渡委員とする。

(参考)

#### 原子力規制委員会設置法

(平成二十四年六月二十七日法律第四十七号)

第六条 原子力規制委員会は、委員長及び委員四人をもって組織する。

2 委員長は、会務を総理し、原子力規制委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

#### 原子力規制委員会設置法案に対する附帯決議

(平成二十四年六月二十日参議院環境委員会)

「三、(前略)法第七条第三項の適用を可能な限り避けるため、原子力規制委員会の委員長は、法第六条第三項に基づき、その職務を代理する委員四名を順位を付けてあらかじめ指名しておくこと。」